

茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、水道事業の経営の一体化（以下「経営統合」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（経営統合の目的）

第1条 将来にわたり安全で強靱な水道を持続させ、安定的かつ効率的に供給し続けていくために、本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化を図ることを経営統合の目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、水道事業とは、県企業局及び関係団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同法第3条第3項に規定する簡易水道事業を除く。）
- （2）水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

（経営統合の時期）

第3条 経営統合の時期は、本協定の締結後、3年程度以内を目指す。

（経営統合の方法）

第4条 経営統合の方法は、県企業局及び関係団体の各水道事業で経理を区分し別料金とするものとする。

（経営の主体）

第5条 経営統合後の水道事業の事業経営及び事業執行は、県企業局が行う。

（運営体制）

第6条 経営統合時の運営体制は、県企業局における職員の採用又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による関係団体からの職員派遣により、これを維持する。

（資産等）

第7条 関係団体の水道事業の用に供されている資産、負債及び資本は、県企業局に無償で引き継がれるものとする。

2 県企業局及び関係団体の各水道事業の剰余金等の資金は、当該水道事業ごとに

区分管理し、県企業局及び他の関係団体の水道事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。

- 3 県及び関係団体が水道事業に対して行う地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項の規定に基づく経費負担については、次条第1項の規定に基づき策定する投資・財政計画その他の関係規程等を踏まえ、経営統合後も継続して実施するものとする。

（投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務）

第8条 経営統合に当たっては、関係団体は、県企業局が策定する基本方針に基づき、管路や施設の老朽化状況及び経営状況に応じた経営統合後の最適な投資に関する計画及び経営水準の向上を図り、将来にわたる安全で安心な水を安定的かつ効率的に供給するための計画（以下「投資・財政計画」という。）を、本協定締結後、経営統合までの間に速やかに策定し、公表しなければならない。

- 2 関係団体は、投資・財政計画を策定しようとするときは、県及び県企業局の同意を得た上で、次条第1項に規定する協議会の承認を受けるとともに、関係する議会への説明を行わなければならない。
- 3 県企業局及び関係団体は、投資・財政計画に定める県企業局による料金改定措置及び関係団体による経費負担その他の内容について、互いに協力し、着実に実行しなければならない。

（広域的連携等推進協議会）

第9条 経営統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、水道法第5条の4第1項の規定に基づき、県、県企業局及び関係団体を構成員とする広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 関係団体は、経営統合への参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で、協議会を脱退することができる。
- 3 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する関係団体に係る費用の清算については、別途協議する。
- 4 協議会は、茨城県水道事業広域連携推進方針、本協定及び投資・財政計画に基づき、県及び県企業局が策定する経営統合後の組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営その他の経営の基本的な方針について、協議するものとする。

（経営統合後の経営戦略）

第10条 県企業局は、前条第4項の協議の結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定するものとする。

- 2 県企業局は、前項の経営戦略について、進捗管理を毎年度行うとともに、経営状況等を考慮して必要と認める場合には、これを改定することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、県、県企業局及び関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書23通を作成し、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 26 日

※締結団体の長による署名は省略